

**議 事 日 程**

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第43号 西濃環境整備組合規約の変更について
- 日程第3 議案第45号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第46号 瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第48号 平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第49号 平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第42号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について
- 日程第8 議案第47号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第50号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（その2）
- 日程第10 議案第51号 平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 発議第3号 信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書
- 日程第12 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第14 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件
- 日程第15 議員派遣について

**○本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第15までの各事件

- 追加日程第1 発議第4号 議案第50号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（その2）に対する附帯決議について

**○本日の会議に出席した議員**

1番	馬 淵 ひろし	2番	松 野 貴 志
3番	今 木 啓一郎	4番	北 倉 利 治
5番	鳥 居 佳 史	6番	小 川 理
7番	杉 原 克 巳	8番	若 園 正 博
9番	庄 田 昭 人	10番	若 井 千 尋

11番 清水 治  
13番 堀 武  
15番 若園 五朗  
17番 松野 藤四郎

12番 広瀬 武雄  
14番 広瀬 時男  
16番 くまがいさちこ  
18番 藤橋 礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森 和之	教育長	加納 博明
政策企画監	巢之内 亮	企画部長	山本 康義
総務部長	久野 秋広	市民部長	児玉 等
巢南庁舎 管理部長	岡田 弘	健康福祉部長	平塚 直樹
都市整備部長	鹿野 政和	環境水道部長	広瀬 進一
会計管理者	清水 千尋	教育次長	児玉 太
監査委員 事務局長	高山 浩之		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬 照泰	書記	宇野 伸二
書記	松山 詔子		

## 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

また、傍聴の方々、早朝から御苦労さまでございます。よろしく願いをいたしたいと思えます。

---

## 日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告をいたします。

議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、1件報告します。

市議会議長会関係の報告です。

7月5日に第282回岐阜県市議会議長会議が各務原市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。

会議では、平成31年1月31日から令和元年7月4日までの会務報告の後、平成30年度決算の認定など6議案が審議され、いずれも原案のとおり可決または認定されました。

なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、2月に可児市で開催される予定です。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 5番 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 発言の訂正を申し出ます。

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君から発言の訂正の申し出がありましたので、説明を求めます。

5番 鳥居佳史君。

鳥居君。

○5番（鳥居佳史君） おはようございます。

議席番号5番、無所属の会、鳥居佳史です。

私の一般質問のときに、<sup>※</sup>「車による移動が困難な」と言うべきところを、不適切な発言をしたことを訂正させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ただいま鳥居佳史君から、7月3日の会議における発言について、会議

※ 訂正発言

規則第65条の規定によって訂正したいとの申し出がありましたので、許可をします。

児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） 発言の取り消しを申し出します。

○議長（藤橋礼治君） 許可します。

児玉教育次長から発言の取り消しの申し出がありましたので、説明を求めます。

児玉教育次長。

○教育次長（児玉 太君） おはようございます。

さきの6月21日の総括質疑において、※松野藤四郎議員の放課後児童クラブのタクシー助成に係る国の補助率に関する御質問に対し、私の発言が不適切でございましたので、取り消しをお願いいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ただいま児玉教育次長から、6月21日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって発言を取り消したいとの申し出がありましたので、お諮りをいたします。これを許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、児玉教育次長からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

---

日程第2 議案第43号及び日程第3 議案第45号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第43号西濃環境整備組合格約の変更について及び日程第3、議案第45号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 若園正博君。

○産業建設委員長（若園正博君） おはようございます。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

産業建設委員会は、6月24日午前9時30分から菓南庁舎3の2会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、政策企画監、所管の部長、課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に審査しましたが、産業建設委員会に付託されました議案第43号西濃環境整備組合格約の変更について及び議案第45号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての2議案とも、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

※ 取消発言

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和元年7月9日、産業建設委員会委員長 若園正博。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第43号西濃環境整備組合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第45号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第46号から日程第6 議案第49号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第46号瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第6、議案第49号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）までを一括議題といたします。

これらについては文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） 改めまして、おはようございます。

ただいま議長より御指名をいただきましたので、一括議題となりました3議案について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告申し上げます。

前後いたしました。議席番号は12番 広瀬武雄でございます。

文教厚生委員会は、6月25日午前9時30分から穂積庁舎議員会議室におきまして開催いたしました。6名全員の委員が出席いたしまして、執行部から、市長、教育長、所管の部長、次長及び課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に、要点を絞りまして御報告申し上げます。

初めに、議案第46号瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、市では、昭和51年の9・12水害のときに、この条例が使われたと聞いたが、当時どのように使用され、どのくらい負担があったのかとの質疑に対して、9・12水害のときに災害援護資金を貸し付けた例がある。具体的な数字については即答できないが、災害援護資金の償還については全て完了しているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、職員研修の予算にかかわって、今

後どのような研修に参加したいのかとの質疑に対して、研修の予算は当初予算に計上するのが本意ではあるが、厚生労働省が行う市町村セミナーの研修テーマが新年度予算の編成後にしかわからない。医療保険課に関係する制度は毎年変わるため、最新の情報を収集しながら事業を展開していかなければならない。研修に参加する場合は、できるだけ早い段階で予算を計上したいと考えているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決されました。

最後に、議案第49号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について審査しました。

本案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和元年7月9日、文教厚生委員会委員長 広瀬武雄。以上です。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第46号瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第48号平成31年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議席番号17番 松野でございます。

現在、議案48号ですけれども、国民健康保険の特別会計補正予算、1点お尋ねしたいと思います。

国保事業は、全国ですね、県下一本になったわけですけれども、研修に行く場合、県の方が行って、そしてお話を聞いて、帰ってきて、県の各市町村の方に説明すると思うわけですけれども、今回、東京のほうへ瑞穂市からも研修に行くわけですけれども、各市町村とも全員行かれるのか、お尋ねしたいと思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○文教厚生委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいまの松野藤四郎議員の質問にお答えいたします。

各市町も研修に行かれるのかという質問ではなかったかと思いますが、そうでしたね。そのような質問も何も出ませんでしたので、正直言うと他市町がどのような研修に行っているかまでは議論されませんでしたので、正直言って答弁ができかねるということでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 委員会の中では、そういったお話がなかったということですね。私が思うのは、保険は県下一本になったということですので、県の職員が研修センターへ行って研修を受けて、そしてそれを戻って県の42市町村、県下の各自治体の職員に説明するんだと思ったんですけども、委員会の中でそういったお話がなかったということと、東京まで行って研修するんやなくて、例えばテレビ会議とか同報で全国一斉に流すのも今後の課題だと私は思います。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号平成31年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第42号及び日程第8 議案第47号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第42号財産（消防ポンプ自動車）の取得について及び日程第8、議案第47号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

これらについては総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務委員長 若園五朗君。

若園君。

○総務委員長（若園五朗君） 改めて、皆さんおはようございます。

議席番号15番、新生クラブ、若園五朗。

ただいま一括議題となりました2議案について、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告します。

総務委員会は、7月2日の午前9時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、政策企画監、会計管理者及び所管の部課長、また一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の教育長、各部長、教育次長にも出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案順に要点を絞って報告します。

まず、議案第47号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を審査しました。

本案について、各常任委員会で所管部分の協議をした結果、意見の報告はありませんでした。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、放課後児童クラブ待機児童の関係で、本田小体育館を使用して334万8,000円の工事をするが、穂積小学校体育館の改修はされるのかとの質疑に対し、穂積小学校体育館の改修も、状況を確認しながら引き続き進めていくとの答弁がありました。

また、教育振興費の差金が出ているが、もっと差金があるのではないのかとの質疑に対し、当初予算では電子黒板が6,239万5,000円とデジタル教科書223万5,000円を合わせて6,463万円の予算措置をしており、今回は電子黒板の入札差金で差額320万円ほどが小学校の教育振興費の減額分となるとの答弁がありました。

また、過去のプレミアム付商品券が個人経営企業で使用された割合を把握しているのかとの質疑に対し、市内大規模小売店舗での使用が90%近くを占め、なかなか中小の商店で商品券を使用する人は少なかったと把握しているとの答弁がありました。

この答弁を受け、プレミアム付商品券を地元の個人経営企業や商店で積極的に使用してもらうためのPRは行っているのかとの質疑に対し、この事業については10月1日の発行に向けて現在準備をしている。地元商工会での商品券の使用を積極的にPRしていきたいとの答弁がありました。

また、民生費の障害者福祉費の委託料と使用料及び賃借料について、委託料で予算を組んでいたのを使用料及び賃借料に変更した理由はとの質疑に対し、当初予算で組んだときの科目の入力誤りであるとの答弁がありました。

また、岐阜県の補助金で東京圏からの移住支援金200万円について、この事業を進める市の施策はとの質疑に対し、岐阜県移住支援交付要綱に基づき、当市でも瑞穂市移住支援金交付要綱を定めている。5年間東京圏に住んでいる方が当市に引っ越してくる場合、1世帯100万円の補助をする制度となっているが、今のところ連絡や相談の問い合わせがないとの答弁がありました。

この答弁を受け、今後も継続してこの事業をやっていくのか、また瑞穂市内在住で市内企業

に就職したいという人には市として補助を行う考えはあるのかとの質疑に対し、この事業は6年間継続を予定している。また、市内企業への対応については、県の中小企業総合人材確保センターに人材マッチングサイトがあり、現在、登録企業数は87社で152件の業務について募集を行っており、今後も市内業者に、このサイトへの登録を依頼していく方向であるとの答弁がありました。

また、放課後児童クラブの関係で、中小、西小に児童を送り届けるためのタクシー利用については、要綱を定め整備すべきではないのかとの質疑に対し、市がタクシー会社と委託契約をしている事業なので、要綱を定める必要がないとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてを審査しました。

執行部より補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、納入期限が令和2年3月31日なのに、なぜ5月に開札を行ったのかとの質疑に対し、一般競争入札であるため、募集期間を設け、今回2社の応募があった。納期が3月末であることについては、ポンプメーカーに事前確認をしたところ、9月末まで受注を受け、10月以降製造に入るとのことであったため、納期限を3月末としたとの答弁がありました。

また、競争入札の参加要件はどの質疑に対し、今回の入札に参加できる条件として、瑞穂市入札参加資格者名簿の自動車に登録されており、岐阜県、愛知県、三重県に本店、支店、営業所を有するものとし、想定される業者は約31社であったとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和元年7月9日、総務委員会委員長 若園五朗。

○議長（藤橋礼治君） これより議案第42号財産（消防ポンプ自動車）の取得についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第50号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第50号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（その2）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） おはようございます。

議席番号16番 くまがいさちこです。

私は、議案第50号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例について（その2）について質疑をいたします。

大きい項目で2つ質疑をいたします。

市長にいたします。

大きい1つは、提案の仕方に関することです。大きい2つ目は内容に関することです。

まず、大きい上位段落の1つ目です。

幾つか聞きたいことがございますが、まずこの場で1つお聞きして、あとは自席にします。

まず、お聞きしたいことは、事前審査に当たるということは考えなかったのかということです。つまりどういうことかといいますと、私たちは初日が6月17日でしたが、市長もその日が市長として議会デビューというのをされた初めの日ですね。この日に、この議案は出てきませんでした。初日に提案はありませんでした。それは、今までも初日になく、あと追加提案されたことは時々あるんですが、いつもと全く違うのは、その初日の日に市長は、朝の本会議が始まる前、隣の議員全員協議会室でも、それからこの場でも、初めての市長としての挨拶をされました。ところが、終わってこれから会派の説明会というときになりましたら、2度にわたって、後から会派に伺って御挨拶したいと言われたんです。私は丁寧な市長さんだなど思いました、2回言われましたから。もう2回御挨拶をいただいているわけですから。

普通、市長が会派室を議案の提案に回ることは全くないわけですね。でも、御挨拶をしたいと言われるんですから、丁寧な市長さんだなど思いました。でも、私の会派というよりグループですね、3つに分けてあるわけですが、見えたときに、挨拶ではなくて、別にそれはいいんですけど、挨拶がなくても、実は最終日までに議案の提出をしたいと言われました。そのときに言われたのは、人材育成監督官というようなものを提案したいと言われたので、幾つか私は、何だろうと思って質問したら、質問にお答えくださいました。こういうのを事前審査といいます。

議案というのは、提案されてからしか質問ができないんです。つまり、執行部と議会議員がなれ合いになってはいけないということなんですね。これはずっと、行政側も瑞穂市議会もつくってきたわけです。そういうなれ合いを厳しく律して、議案に対する質問、質疑は、議案の提出後に受け付けます。それまでは受け付けません。ただし、議案は1週間前に配りますということもつくってきたんです。前は議案の配付も初日でしたから、質問はしないけれど、議案は配ってもらいたいということで、それもつくってきた歴史があります。

それから、総括の日ですね。21日だったと思いますが、この日に議案の名前を変えますと言われました。人材育成監督官はイメージが悪いので、人材育成アドバイザーに変えますと言われました。それで私は全協室で幾つか質問しました。これも2回目の事前審査になるわけですね。まだ提案されていないわけですから。

ということで、市長も40年近く、最後は要職も務めて、行政、議会をずっと見てきてつくっ

てきて、市になってからもともにやってきたと私は思っていますが、こういうやり方が事前審査に当たるとは考えなかったのでしょうか。

これがまず1つ目の質問です。以下、自席でお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） くまがい議員の今回の議案に関する事前審査に当たるのではないかとというような御質問にお答えをいたします。

17日に私は、確かに会派の説明の機会に、私が御挨拶にというようなことで進めたのも事実ですが、私は今回、自分の政策を進めるに当たり、職員に進めてもらう必要があるということから、人材育成を専任で行ってもらう人の配置について説明させていただきました。それが事前審査と言われると、私は事前審査のつもりで行ったものではなく、私の内容もまだその時点ではしっかりと固まっておらず、議員の皆様にご説明する機会をいただいたというようなことで、審議をしていただいたとは考えておりません。

事前審査をしていただくまでの内容が煮詰まっていないということで、例えば質問をされても、お答えしたことにも、一転、二転してしまったというようなこともございましたと思います。意見交換をしたというようなことで、事前審査には私は当たらないと考えています。

この事前審査がどのようなものかということですが、さまざまな御意見があると思います。この事前審査についても、地方自治法では事前審査を禁止するような特別な規定はないと私は思っています。会議の公開や議事の公開などを言っているもので、市民に隠れたところで審議していることが問題ではないかと私自身は考えています。

私は、それぞれの御都合や、その事前審査を理由にすることで、このような議案が進まないということが適当ではない、よくないということを考えておりますので、そのあたりについても申し上げておきます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 市長の発言をお聞きしました。2点申し上げます、今の発言に対して。

議案として、内容が固まっていなかった、煮詰まっていなかった段階で、普通は提案はしません。もう一つです。今後こういうことをなさるのかしらと思って不安になりましたけど。

それから、2点目です。

事前審査がいけないというはっきりした規定はないと言われました。私たちは、議員必携というのを当選するといただいて、ずっと読み込みながら議員をやっているわけです。そこには厳しくいさめられており、これは執行部も了解しているので、ともに、執行部側と、こちら側

と、事前審査に当たるからというのを事前の意見聴取とか説明はなしで来ているわけです。規定にあるかないかの問題ではありません。

なお、市民に隠れているところで話し合うのがいけない、見えるようにしなければいけないと言われましたが、まさにそのためにきちんと公の場で提案し、委員会でも慎重審議し、この最終日に本会議でやりとりし、これを事務局の皆さんがもとになって逐一テープ起こしし、市民の皆さんに、きょうも傍聴者がお見えですけど、見えるところでやるために事前審査はだめなんです。明らかにするやり方を私たちはつくってきたはずです。ということをお理解いただけるでしょうか。

2つ目です。事前審査がなかった、つまり頭がなかったわけですが、これが議会運営委員会に通ってから提案されるわけですが、議会運営委員会で新しい議案が出ますと提案がされたときに、私は傍聴しておりました。市長のすぐ後ろで傍聴していましたので、市長がつぶやいたようなことも全部聞いておりますが。このときのやりとりから、委員会付託はないことになりました。これは市長から、間に合わないわけですから、総括質疑の日も終わり、委員会も3常任委員会も終わった後に提案なされたわけですから、そもそも間に合わないんですよ。間に合わない提案の仕方をなされたわけです。

そうすると、普通の議案だったら、重要なですね、もちろん。議員の皆さんの了解を得て、継続審査になるわけですね。例えば6月の定例会が終わっちゃった、委員会付託が間に合わなかったら、継続で9月議会へ結論は持ち越しして、その間に委員会が開かれて慎重審議をするわけです。これも市長から、そうしてほしくないと言われました。理由は、この非常勤特別職を8月1日から雇いたい。9月議会へ委員会付託して持っていくと間に合わないからと言われましたね。つまり、さっき、この議案提案について頭がなかったと言いましたが、尻尾とか何と云うかわかりませんが、その後の提案された後の、的確な言葉で言えば慎重審議ですね、私たち議員は慎重審議しないとわからないような議案が出てきて、とても今回、きょうまで私は大変でしたけれど。

[発言する者あり]

○16番（くまがいさちこ君） やじをやめてください。

[発言する者あり]

○16番（くまがいさちこ君） やじをやめてください。

[発言する者あり]

○16番（くまがいさちこ君） やじをやめてください。

慎重審議も望まれなかったということです。このことについて、重要な議案については慎重審議をいつも執行部も求め、私たちも構えてやるわけですが、これがなかったことについてどう思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今回の議案第50号は、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正というようなことで、人材育成のアドバイザーを設置するというものでございます。その観点からしますと、当然、議員御指摘のように、委員会付託というのが必要になってくるということは私も認識をしております。

今回、この職員の育成アドバイザーを採用、配置するに当たり、この職がどのような人材であっていいかということではなく、例えば今回のこの条例を提案する前に、実はその方とは一度、意思を確認したり内々諾みたいな形で承諾を得ておりますので、それがあってこの条例を提案しておりますので、その方が例えば有識者であるということ、そして行政での実務経験、そしてお人柄まで全てがそろった方ということになりますので、その方あってのこの条例改正になるということになりますので、私としましては、議員の皆様方に、このアドバイザーを設置する必要があるのかないのかという2点の審議をしていただきたいということで、今回、委員会付託を省略させていただきました。

とはいえ、議会にはもちろんルールがございますので、今後はこのようなかかることのないようにしてまいりますので、何とぞ御理解をいただきたく思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） その方でなければ、だめだというお考えなわけですね。継続審査にして、9月議会の最終日に通れば、10月1日からその方は採用できます。どうして8月1日でなければだめ、10月1日からではだめなんですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） その方の個人的なことになりますので、御質問のお答えはちょっと控えさせていただきますが、その方がたまたま7月に、その職を退かれるということで、8月からそういう機会が、またその方にはいろんな状況がありますので、この機会を逃すと困難であるということをお判断しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） その方の事情に合わせたわけですね。そこがおかしいと思うんですよ。これは、その方の問題ではなく、議案の提案、議案名を見てもわかるように、施策の問題ですよ。市長がこういう非常勤の特別職がどうしても必要であるという施策をしたいわけですよ。じゃあ、もしもその人を、8月1日からでも、10月1日からでも雇ったとします。例えば何らかの事故で、その人が出てこられなくなったと、仕事が1年未満という任期だとす



ると、その途中でできなくなったといった場合、その人でない人は、もういないということな  
んですか。矛盾していますよ、おっしゃることが。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 私は、今回の職員のアドバイザーの設置というのは大変難しい分野の仕  
事だと思っておりますので、その行政経験とか、その人のお人柄まで全てがそろふことという  
のはないのかもしれないということで申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 市長がそのように考えて、こうしたということは理解しており  
ます。でも、だからといって、慎重審議もなし。8月1日でなければだめだ。もし、きょう通  
らなかつたら、この議案は廃案になっちゃうわけですよ。慎重審議をして通れば、その方に  
もしものことがあったときでも、この政策としてはやれるわけです。大体1人しかいないとい  
うようなことをやることがおかしいと思いますが、私、一般質問で、公平公正な市政運営を求  
めると言いました。こういうことなんです。

今回、今の市長の御発言を聞いていると、こういう施策をしたい、必要だということよりも、  
人にこだわっていらっしゃるんですよ。この人でなければだめだと。つまり、私は一般質問で  
申し上げましたが、人とつながる、みんなじゃないですよ、全員じゃなくて、職員全員とか市  
民全員じゃなくて、ある人に非常にこだわって、そういう人につながって施策が進むという気  
配を私は感じて、不安、懸念を持っているので、そういう一部の人とつながらないでやってく  
ださいというようなことを申し上げたんです。それが、この議案でも見えたなと思いたので、  
今の質疑をさせていただきました。

次に内容に行きます。

最初に事前審査で人材育成監督官と説明され、イメージが悪いので、人材育成アドバイザー  
に変えますと言われました。中身は一緒ですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 最初の人材育成監督官というような表現をしたのは、職員にもう少し寄  
り添ったほうが良いというようなことを私も強く思いましたので、アドバイザーというよう  
に変えていきました。中身についても、それから大分煮詰まってきたということで、3つ詳しく  
はあります。まちづくりは人づくりからということで、まちを愛さずしてまちづくりはできな  
い。個人のスキルアップや専門知識の習得、そして政策形成能力を備えた問題解決ができるよ  
うな職員に変えていきたい。また、組織の風土を変えていきたい。多様な職員が活躍すること  
ができることにより、社会情勢や多様な市民ニーズに対応できるような総合的な組織の力を高  
めるという点。また、3つ目に、さまざまなリスクへ対応する危機管理。法令遵守や社会規範

を守り、公正・透明な行動、職員に変えていきたいという、この3つの観点から今回、人材アドバイザーを設置したいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 2という数字が聞けなかったので、全体で3つというのはわかりません。この説明をされた資料にも番号が振っていないので、3つということは把握できませんでしたが、今言われたようなことをするのが、まさに市長、副市長、もう一人、教育委員会では教育長ですね、常勤の特別職の仕事ではありませんか。そして、市民はそれを期待して、新市長を選んだと思いますよ。それはまさに、今言われたようなことは、御自分のお仕事だと思いますが、どう思われますか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） ただいまの市長とか副市長の役割に、その人材育成もあるということは、そのとおりだと私は思います。しかし、この人材育成には、市長も副市長もかかわると思いますが、今回のアドバイザーを設置する内容は、今まで行政が積極的に進めてこられなかった部分に介入してまいりますので、幾ら例えばすぐれた副市長がおったとしても、その専任でお任せする方にはなかなかできないような内容に入るということで、御理解をいただきたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 私も自分なりに、そのように解釈していました。私のまとめの言葉で言えば、平常時の職員育成と、不祥事等の特別な場合の仕事なんだろうなと思ったのは、今、市長が御説明くださったことと一緒にですね。

ところが、不祥事はさておいて、平常時の職員育成は重なるわけですね、今の御説明からも。「副市長がないから、こういう職を置くんですか」と言ったら、2度にわたって「副市長とは関係ありません」と言われましたが、今の御答弁からも、本来は副市長が重要な役割をやるわけです。もし副市長が決まった場合は、どうなるのかと思います。

踏み込めない部分についての役割はわかります。そうじゃなくて、平常時の育成ですね。これが非常に違和感を持ったのは、非常勤の特別職なんですよね。やっぱり人材育成、職員のです、それも。これは、日常的に350人の職員と接して、コミュニケーションを図って、信頼を双方向ですけれど、特に新しい市長になられたわけですから、しかも市長は初めての生え抜きの市長ですよね。今まで前任がお仲間だったわけです。お仲間をリーダーとして指導しなきゃならないわけですよね。リーダーとしては全く初めてなわけで、立場は全く異なりますから、よほど日常的に頻繁にコミュニケーションをとって、人材育成、育成というのは信頼が基本だ

と思います。これをつくっての上だと思います。これを今からしなきゃならないわけですね、新しい市長ですから。それを新しい市長になってすぐに、副市長もいませんけれど、そして市長も新しい市長になってすぐに、非常勤の特別職に日常的な育成も、非常時も、そのために8カ月で200万ですね、1年やると300万です。こういうことをすることの非常に不安感がありますが、いかがですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今の御質問ですが、私は、職員は皆さん十分信用して仕事をお任せしております。今回のアドバイザーについては、職員が1年間かけて達成する業務目標を一応4月に立てます。その達成する過程の中で、いろんな問題や課題にぶつかりますので、そのときに職員に寄り添う職員になりますので、先ほど来説明しております、私、市長とか副市長が職員に寄り添わないとかそういう意味ではなくて、そういう専任の方を置いたほうが、より職員の育成につながっていくということで、それが行政経験豊富な方で、今まで私ども、私も職員でしたので、職員とのなれ合いの中で、そういうような人材育成をしてもなかなか進まないというところもございますので、今回、このアドバイザーの設置ということにしたものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 信頼関係というのは、一方的なものではありません。職員を信用、信頼し、職員から殊のほか信用、信頼されて、双方向で、今からリーダーとして信頼関係をつくらなければ育成はできません。人はAIではありません。鉄は熱いうちに打てと言う方が見えますが、人は鉄じゃありません。さまざまな家庭や、地域や、親の代からのとか、事情を抱えて、欠点もあって、間違いも犯す。そういう人たちと信頼関係をつくって、ともに瑞穂市のために、よりよき人材となっていくのに、今回のこの議案は前提条件がないと私は思います。つまり、私は全く反対ではないんですが、副市長もいなく、しかも市長はこの6月1日からなったわけで、しかも生え抜きで、今までは同じ仲間だった。だから、繰り返しますが、職員と双方向で信頼関係をつくって、なお足りなかったら、一生懸命やったけど及ばないと、こういう人が欲しいという提案なら私は賛成します。この点についてはいかがですか。前提条件です。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） くまがい議員がおっしゃられる、信用というのは双方向であるとか、人はAIでない、また鉄ではないというようなことは十分私も認識をしておりますし、これからもそのつもりでございますので、今回のこの人材アドバイザーについては、人づくり、それがひいては瑞穂市のまちづくりにつながっていくということになりますので、御理解をしていた

だきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 成果についてお聞きします。

どなたが質問なされたか、成果が上がれば、その仕事は必要なくなるわけですかと言ったら、そうだとおっしゃいましたが、成果があったかなかったかはどのように判断なさるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） このアドバイザーの成果というのは、職員の日常からの動きや状態、発言なども踏まえ、そして目標管理における業績を達成した状況によるものだと考えております。総合的に判断をして判定するということになります。多分、すぐに見えるものと時間がかかるものということで2つあるとは考えておりますが、そのあたりの成果についても、もし配置ができるようなことになれば、しっかり進めていきたいと考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） つまり、具体的な尺度はないということですね。

職務の内容を聞く一番大事なことを忘れていました。監督官を改めアドバイザーですが、いつ、どこで、どのようにして、誰にアドバイスをするのでしょうか。この方の仕事はどのように見えるのでしょうか。平常時を主に教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） おはようございます。

今、御質問の平常時にこの方にどのような仕事をしていただくかということで、先ほど市長からもありましたが、本市では職員一人一人が与えられた仕事について、これまでの仕事における課題や問題点を洗い出し、それを踏まえた年間の業務スケジュールや業務目標というのを立てるために、現状分析シート兼目標管理シートを全ての正規職員に作成してもらっていただいております。

このシートというのは、職員一人一人が自分の仕事の計画、さらに実行、評価、行動、いわゆるPDCAサイクルを習慣化し、よりよい業務を導き出すということで、一方は職員への仕事のやりがいを持たせるためのシートとなっております。

ただ、平常時はこういう形なんですけど、新人職員や、まだ経験のない浅い職員、さらには異動等で、これまでに経験をしていない仕事につくことになった職員などはどのように仕事の目標を立てればいいのか、また目標を立てたとしても、どのようなスケジュールでどのように進めていけばいいかわからない職員が出てきます。また、そうした状況で仕事をすることによって、平常時にはない仕事のミスが発生し、仕事に対する不安を持ってしまったり、自信がな

いことにより誤った行動をしてしまう職員が出てきます。

そこで、この職員育成アドバイザーの方にやっていただく具体的な仕事としては、まず全ての職員、先ほど言いました正規職員の目標管理シートですね、こちらに目を通していただいて、特に仕事の目標達成において困難としている職員の目標管理シートについて、もちろんこれは組織ですので、上司の方とかが見えますので、そういった方とも相談の上、その内容等を精査して、目標達成のために知識や経験をもって、職員への助言、相談を行っていただこうと考えております。

また、そうした職員への目標達成のための助言や相談を通じて、職員の規律、サービスを徹底するための、資料にもございましたが、コンプライアンス行動指針とか、職員のサービス指導指針といった職員の行動指針などの策定などもしていただこうというふうに考えております。

以上のことをもって、職員アドバイザーの方には、職員一人一人が現場での経験をもとにしたスキルアップや仕事に対するノウハウを養っていただいて、政策形成能力や問題解決能力を持った職員の育成をしていただこうと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） それは上司がすべきことですよね、課長、部長、副市長。今まで全くやっていなかったみたいなふうに関心しましたが、長くなるので次に行きます。

そもそもこの議案の内容は、私たちも非常に短期間で判断を迫られるわけですが、職員はどの程度、この議案の内容がわかっているのでしょうか。職員がもろにかぶるわけですよね、自分たちの問題ですから。非常に関心を持っていると思ひますが、どのように説明しているのか、お教えください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） この職員の育成アドバイザーについては、部長会などでも、この資料をもとに説明をしておりますし、この議案がもし通ったときでも、職員の味方になるような制度になりますので、職員が気楽に相談できるようなアドバイザーにしていくということで、職員には周知をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そのときに、どのような御意見を部課長というか部長たちから聞いたのかわかりませんが、長くなるので、そこは省略します。

なぜイメージが悪いので変えたんでしょうか。というのは、非常にこれも私は不安なんです。市長は1年以上前に早期退職制度をやめたときに、フェイスブックに登場なさいました。初めのころにフェイスブックに出た記事が、感じのよい話し方、挨拶の仕方、立ち方、笑顔のつく

り方という講習に行かれましたね。イメージをつくっているんだなと思ってびっくりしました。初めにやるのがそれかと思って。市民からそれを指摘されて、すぐにそれをやめましたね。ただ、やめたのが、フェイスブックに出るのをやめたのか、そこへ行くのをやめたのか、ちょっとわかりませんが。イメージ操作とか、やっている感を出すとか、このごろ新聞に物すごく出るんですね。そういう言葉からいって、私もそれに近いのかしらと思ったから、非常に不安や懸念を持ったんです。

以上で質疑を終わります。

[「議長、休憩を求めます。動議」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時18分

再開 午前11時08分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人です。

この議案第50号について、質疑をさせていただきます。

先ほども、くまがい議員より発言がありました。先ほど休憩をいただいたのも、市長の発言の中でということではありますが、相当確認をさせていただきました。さらに、この議案に対して質疑は、会派で私たちは説明を受けた。先ほど、くまがい議員もそのようには報告をしておりましたが、その時点で、先ほども市長が発言の中で、信頼関係を持つといった中でありました。その信頼関係を持つ中で、私たちが会派説明を受けたときには、執行部には相談をされたのでしょうか。この議案に対してアドバイザー、名称が変わったというような内容でありましたか、その趣旨は説明をされたのでしょうか。名称が変わるのは、提案するまでにそれぞれの市長の思いはあったかと思いますが、その中で執行部において、もしくは部長会の中において、私たちの会派説明の中で受けた時点についてはいかがだったか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 議案第50号の非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、庄田議員の御質問にお答えいたします。

今回、会派説明する前には、総務部長、総務課長を通じて、非常勤の特別職である人材育成アドバイザーについて検討はしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今回の庄田議員の質問でございますが、私どもも6月就任後に市長のほうから、その話を聞かされまして、その後、6月17日ですが、会派説明会をされまして、その翌日、18日に部長会議のほうでその旨を聞きました。その後、所管する事務が私ども総務部という中で、その内容のことについて精査をして、6月20日なんですけれども、市長さんと私どもでつくった案ということで調整をさせていただいたところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 市長の答弁は、説明をしたというようなことでありましたが、今、総務部長の話によると、17日に会派説明をして、18日の部長会議、私たちの会派説明時点で、執行部との信頼関係を得るためには、それは相談されたかという質問でありましたので、もう一度確認をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 6月17日の会派説明の前に、総務部長、総務課長には相談をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） それでは、部長会議の中ではその後ということで確認をさせていただきました。

さらに、先日、議会運営委員会が開催されました。追加議案としてということで、説明を市長に求められ、その冒頭の説明、その部分であります。本来でしたらなくてもいいアドバイザーだと思いますが、もう一度はない、さまざまな行政職員の問題について対応を早急に進めたいので、委員会審議が終了している時点の提出になるが、この提案を審議していただきたいという内容の、冒頭の中で「なくてもいい」と言ったことに関してはどのような思いがあったのか。本来なくてもいいという発言をしたことに関しては、私にとって、ぜひこの瑞穂市に必要だという思いを感じ取れなかった発言でありました。まずは冒頭の説明について、市長の「なくてもいい」といった発言に関しては、私は本来、ここは私が提案するので慎重審議をお願いしたいと、しっかりとした提案説明が適切ではなかったのかというふうに考えますが、いかがでしょう。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今回の御質問の、本来なくてもいいというような発言をしたという趣旨についてですが、本来はこのような職については、職員自身がある程度やらなければならないことを前提に踏まえると、本来ならばというような発言をしたということでございますので、こ

のアドバイザーが必要ではないというような趣旨ではないので、御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） さらに、その議会運営委員会の中で、人事案件に近いので、採用するかしないか、どちらかのお考えを示していただきたい。先ほども、くまがい議員の中にも、そのような発言がありました。継続はすぐわないので、設置するかしないかを判断してほしい。議会運営委員会は、審査の方法を審査する委員会であります。継続するとか、否決するとか、可決するとかという審査する場面ではありません。そのような委員会は付託するしかないのを、思いを協議する段階で、なぜ継続するのかとの発言にあったのか。委員会に付託するという言葉が出たのか。そこは付託された委員会が判断することであって、委員会に付託する、継続されたという発言があるような判断はいかがであったのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今回の非常勤の特別職の配置についてということですが、本来でしたら、この条例が通ってから、例えば家庭相談員などを募集するとかということがあるんですが、今回のこのような職員の人材育成をするアドバイザー的な方については、先ほども、くまがい議員のところでお答えしておりますが、有識者で知識だけあればいいということでもなく、行政経験とか、あとその人のお人柄まで全てそろったということが必要になるため、人事案件ではないんですが、人事案件に近いような形で進む案件になるので、よろしくお願ひしたいという趣旨。そして、この方の状況が8月からということで、それを逃すと、その後についてはこの人材が得られないおそれがあるということから、議会運営委員会のほうでお願いをしたということになりますので、よろしく御理解をしていただきますようお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 理解は、この人事案件について、この内容に関しては私もしっかりと協議しなければならないというふうに考えておりますが、しかし、その提案の方法について、今、市長として、新しくトップリーダーとしての役目として、この提案の仕方、議会運営の発言について、これはしっかりとお考えをしていただきたい、そのような思いであります。

さらに、条例が8月1日ですのでという今の思いの説明はありました。しかし、私のお願いだと強い口調で連呼されました。それが本当に議会運営委員会の中で慎重な審査が保たれたのか、私はいささか遺憾に感じた部分であります。私のお願いだと強い口調になり連呼されたのは、いかがでしょうか。



○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今回の案件については、どうしてもその必要性ということをお認めいただきたいということでそういう発言になったとは思いますが、とはいえ先ほどくまがい議員のところでもお答えしております。議会にはもちろんルールがございますので、今後はかかることのないようにさせていただきますので、よろしく御理解をいただきますようお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） その部分については、理解はさせていただきます。

次の日の全員協議会での説明は、議運での説明とは違い、条例改正をして、瑞穂市政に必要な人材ですという発言でありました。このことについては、この思いは、全員協議会での発言は強い思いを感じることができました。しかし、なぜこの全協で説明した内容を議運の中で、その思いだけを発言されなかったのか。議運にて全協で話した市長の提案説明をされていたならば、審査内容が変わっていたのではないかと。継続するならというような発言はなかったのではないかと。議運でのあり方ではないというふうに私は感じております。その部分の中において、説明の中で松野委員長が審査するのかもしれないかという発言をされたときに、その言葉を遮って補足説明のような一幕があったことはいかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） ただいまの御質問ですが、議運のときの発言については、自分の中でも反省はしておりますので、今、おっしゃられたように、全員協議会でのような説明ができればよかったのではないかとことは思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 私も、あの全協での説明は、しっかりとした、この方がという思いは伝わってきました。しかし、提案をする権限を持つのは市長であります。議会基本条例の中においても、市政運営の最高責任者として予算、条例等を提案する強力な権限を有しているが、議会は提案された予算、条例等が市民福祉の向上につながるかを市民目線に立って審議し、監査しなければならない、この一文があります。強力な権限を持っている、その部分の中の発言というものは本当にきちっと注意をいただかなければ、審議の保たれない、議員としてしっかりと提案説明を聞き、発言ができなくなる。議会運営委員会という委員会の中で発言をされたということについては、本当に深く受けとめていただかなければならないということがあります。

この最高責任者としての発言を、議会運営委員会の中の提案説明について、もう一度市長自

身、どのようにお考えになるのかを確認させていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 庄田議員のおっしゃられるように、市長には大きな権限というものがございませぬ。だから、これからも二元代表制ということ踏まえて、深く反省をしておりますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めませぬ。

これで質疑を終りませぬ。

お諮りませぬ。議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定によつて、委員会付託を省略したいと思ひませぬが、これに御異議はございませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めませぬ。したがつて、議案第50号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許ませぬ。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

この議案が6月定例会に上程されて以来、非常に悩みませぬ。私はこの議案50号に、きょうの時点で反対することに決めませぬ。私には珍しく、けさ、御飯も食べられませぬでした。理由を言ひませぬ。

委員会付託がないわけですから、ここで質疑するしかないわけですよ。2人の人がしましませぬ。ほかから質疑が出なかつたということも不思議ですが、反対理由を言ひませぬ。

まず、今までの瑞穂市議会が瑞穂市になつてつうてきた事前審査に当たるので、正式な議案提案前には、説明は大體しますけど、質問は受け付けませぬと。これにずるずると違反してしましませぬ。今までのは何だつたのと思ひませぬ。まず、今まで私たちがつうてきた事前審査のルールのとおりには提案されなかつた。これが1つ目です。

事前審査といふか、意見を聞いた上で、議案の名前まで変わったわけですから。それが理由かどうかはわかりませぬが、経緯としてはそういうことですよ。事前審査の今までのやり方と違ふやり方で、市長になつて最初の議案をこういう形で出されるといふのは納得できませぬ。

2つ目です。プラス慎重審議さえ求めなかつた。さつき庄田副議長が言われたように、私も議運を傍聴してしましませぬから、委員会付託をしないでくれと市長から言ふといふのはびっくり

しました。こんなこともあり得ないことでした。

この2つですね、事前審査あり、慎重審議なし。この2つは、今までの議会だったら、まさしく議会軽視と非難されたところですよ。それを言う人が誰もいないというのも驚きです、私はこれが私の言う公平・公正な市政運営を心配したという理由です。この人ならいい、この人ならだめ、この人しかだめ、そういうことを言っているんじゃないんです。公平・公正であってというのは、相手が誰であっても、ちゃんと筋に照らし合わせて、いいか悪いかの判断をする議会であり、瑞穂市政であってほしいと改めて私はここで訴えたいです、今後。

最後に、この議案が7月3日、6時半ごろでしたかね、正式に提案されました。提案された後、全協へ行ったわけですね。そのときに最初に発言したのがA議員でした。A議員は3つのことを言われました。必要なんかということと、2つ目、職員を信用せないかん。非常に端的に簡潔明瞭に言われました。3つ目、人は間違いを犯すもんやと言われました。私はずっと考えてきて、この3つにやっぱり尽きると思いますね。いろいろ考えましたが、さっきもいろいろ点から質疑をしましたけれど、今、必要ではない。先ほども言いましたように、私、本当に必要だったら認めます。でも、前提条件をまだつくっていない段階では認めません。今、必要だとは思わない。今、それをやっちゃったらいけないと私は思います。

まずリーダーになって、それも生え抜きのお仲間のリーダーになったわけですから、これから350人の職員と信頼関係をつくっていただきたい。コミュニケーション能力が非常に必要です。問われます。これを鍛えていただきたい。それから、職員を基本的には信用することが大事です。鉄じゃありません。AIじゃありません、職員は。

3つ目、人は間違いを犯すものです。本当に困った職員がいるのを知っていますよ、私。指導しても難しそうだなと思う職員も知っていますけど、ふだんとても真面目というか、ちゃんとやっけても、あるときにちょっとおかしいことをやっちゃうというのは、私もありますから。それはよくわかります。人は間違いを犯しやすいもんやと。それもわかった上で、指導していけるのが所属長、上司の資格であり、ましてトップリーダーです。市民はそれを期待して選んだ、選ばれているんだという自覚を持っていただきたい。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 議席番号5番、無所属の会、鳥居佳史です。

議案第50号についての賛成意見を述べます。

市長のこのアドバイザーの採用について、瑞穂市の行政の中の風土ということがありました。ずっと松野さんの町長のときからの行政の雰囲気一度見て検証するというかな、そういう意

味を込めて全く外部の人材に入っただいて、改めるべきところは改め、いいところは伸ばすという。これは私も組織で働いてきた経験があります。大きな組織に出向で行ったことがあります。そして財団法人、大きな組織にいたことがあります。内部の中で、その風土を変えるということはなかなか難しく、私もある組織に外から入って、これはすごく自分の感じと違うなということ是非常によくわかるんです。そういう視点で外部から、しかも行政の非常に経験あるベテランの人を呼ばれる。しかも、その人柄をお聞きするところ、非常に相手の気持ちを尊重し、穏やかな対応ができるという人材であるとお聞きしています。ですから、新しく森市長がこの行政を進められるときに、森市長には公約を推進していただくべく、いろんなところで新しい施策をつくって進めていただかなければならない。行政の職員の皆さんの風土について専門で見ていただく人材の活用は非常に有意義であり、ぜひ進めていただき、そして早いほうが私はいいと思います。

一方、今、くまがい議員がいろいろ反対意見を言われましたけれども、私が思うに、それ全てに説得力がないというふうに聞こえました。質疑がないのは、全然問題はないと思いますね。反対意見、賛成意見の中で議論すればいいことであって、質疑がないという部分の違和感というのは問題ないと思います。

事前審査のことを言われましたけど、事前審査は、私もまだ4年ですけども、今回、市長は会派説明会で、市長になって、今申しあげましたようなことを頭に置かれながら、そういうアドバイザー的な人を考えているんだということの説明を受けまして、これは全く事前審査にはならない。議案が出て、その議案について事前審査という概念があるわけですから、私はこの事前審査には全く該当しないと思っています。

慎重審議がないと言われましたけれども、今この場で大いに慎重審議する機会が担保されているわけです。ですから、慎重審議がされていないというのは全く当てはまらないと思います。

公平・公正でないというようなことをおっしゃられました。私はこれも全く間違っていると。どこが公平・公正でない行政運営をされようとしているかというのを何も明確なことをおっしゃっていらっしゃらない。逆に、人材を登用するときに、その人材がいかに大事か。例えば今のある組織で、そのリーダーを務める人材が本当に適しているかどうかという部分は当然考えるべきであって、その人材の能力、本当に組織を引っ張っていく力量があるかどうかという部分での、例えば市長が、この人材が能力があって、ぜひ務めてほしいという思いを持たれて、そういう人材を登用するというのは当然のことでありまして、今、市長がやっておられることについて、公平・公正さを欠く行政運営には全く当たらないと思います。

以上の理由をもちまして、この議案第50号については賛成とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

議案第50号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（その2）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 今の賛成に関して、附帯をつけさせていただきたいと思いますので、休憩をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして、しばらく休憩をします。

休憩 午前11時39分

再開 午後2時21分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 追加日程第1 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） ただいま庄田昭人君ほか4名から、発議第4号議案第50号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（その2）に対する附帯決議の動議が提出されました。

本案について、趣旨説明を求めます。

9番 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、附帯決議の趣旨説明をさせていただきます。

発議第4号議案第50号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（その2）に対する附帯決議について。

このことは、先ほどの質疑の中で、るる質疑をさせていただきました。内容については、この附帯決議書の中には細かく入れさせていただきませんでした。その部分については、先ほども市長の答弁の中で重々深く反省をするというような内容でありましたので、このことについてはさらにということで附帯決議をさせていただきたいと思います。

それでは、理由を説明させていただきます。

本議案は、6月議会会期中に追加提出された。この議案をどのように取り扱うかを所管事項

とする正式な議会運営委員会の場において、市長は継続審査とすることはやめてほしいと発言された。

瑞穂市議会基本条例では、「市議会と市長は、市民の意思を代弁する二代表制の機関であり、それぞれの特性を活かして、互いに競い合い、協力しながら、市政を担う両輪として市民の負託に応える責務がある。市長は、市政運営の最高責任者として予算、条例等を提案する強力な権限を有しているが、議会は、提案された予算、条例等が市民福祉の向上に繋がるかを市民の目線にたって審議し、監視しなければならない」とある。

議会運営委員会での市長の発言は、瑞穂市議会でも慎重審議を図ることを妨げる発言である。

したがって、市長におかれては、議会基本条例に規定する二代表制の趣旨をしっかりと認識し、今後このような発言がないよう慎重で適切な発言に心がけられ、議会が議案を慎重かつ適切に審議できるような提出方法に取り組みされるよう強く要望する。

発議者、庄田昭人、賛成者、若園五朗議員、賛成者、若園正博議員、賛成者、清水治議員、賛成者、若井千尋議員の賛成をいただきました。皆さん審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議案第50号に関する附帯決議でございますけれども、発議者から趣旨説明がございました。議会運営委員会の場においてと言っておりますね。これは、7月3日に議会運営委員会が開催され、議案50号についての提案説明といったものがございました。その後、本会議場等で詳しいことを説明するというお話でございました。

議会運営委員会としては、この提案されている案件については、議案の取り扱いをどうするかという場でもございましたけれども、市長さんから継続という話が出ておりました。議会運営委員会の中でいろいろ相談した結果、委員会付託をしなくて、本会議場で説明して質疑に答える、採決、このような運びとなったわけでもございますけれども、この発議者、賛成者の中に議会運営委員会の委員がいないということもございます。こういった内容について、それはどこから継続審査とか、こういう話が出ているのか。この提案をしてくるんだったら、議会運営委員会の人が発議者、あるいは賛成者として名前を連ねてくるのが普通だと思いますけれども、見えないということはどういうことでしょうかということです。まず1点、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 松野議員の質問に答えさせていただきます。

本来であれば議会運営委員会の方がということではありますが、議会運営委員会としては、付託じゃなく、このまま本会議場のほうにという結論を出しました。そのときにおける結論については、その議会運営委員会の中においても、議会運営委員会の皆様が取り計らったことに関しては、私はそのことについてはとやかくは言いたくはない。議会運営委員会の委員の判断ということでもありますので、そのことの判断をされた、そのことによって市長にこの附帯決議をとということではなく、議会運営委員会の中で諮られた真実を私は説明させていただいたのが、先ほどの質疑中でありました。その真実の中で、こんなような発言は実際に議会運営委員会の中で行われた言葉であるということ、この議会の皆さんできちっと協議をしなければならないことだということ、これを発議させていただいたということ、これを理解していただきたいと思っております。

本来ならば、議会運営委員会の委員長が、今の発言はおかしくないのかというようなことが議会運営委員会の中で諮られるべきではなかったかということも考えますが、私はそのことについて責任を押しつけることではなく、みずから副議長として出席をさせていただいたので、その内容のことについて、運営委員会というきちっとした委員会であります。その中で話し合われた、もしくは市長の発言であったということ、そこを明らかにし、そこで謝罪を先ほどいただいたという件でありますので、ここに発議をさせていただきました。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 継続審査という話が議会運営委員会の中で出ておりましたけれども、その後の本会議場等の中で、説明の中で、市長のほうから、これは本当に申しわけなかったという話が出ておりましたですね。ですから、私は別にこの附帯を決議する必要はないと感じますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 松野議員の質問に答えさせていただきますが、これを出さずか出さないかも、これは議員の責務でありますので、出さなければならないということを私は感じましたので提出をさせていただき、皆さんに慎重審議をお願いしておりますので、出すべきではないという反対討論のようなことは、後ほどお話をいただいて、ここは必要なければないといって発言をしていただき、質疑としてまた質問をお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この議案は、瑞穂市の職員といたしますか、風土といたしますか、そこから辺を変えて刷新する、急を要すると、このような関係でこの議案が出てきたというふうに考えます。したがって、継続審査にする場合には、やはり否決、こういうふうな格好になってく

と思います。ですから、急を要することですから、議運の中では付託なしでいきたいと思います。市長の発言の中には、継続審査はやめてほしいという願いがあるわけですが、それは瑞穂市を活性化といいますか、こういうふうにしたいという思いが先走ったと感じるわけでございます。私は別にこの附帯というのは必要ないと。16対1と圧倒的な賛成でこの議案が通りましたから、そこは附帯をやめてほしいなと思うわけですが、お考えを聞きたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 松野議員の質問に答えさせていただきます。

議会として自由闊達な意見交換ということは必要ではないでしょうか。そこでこの附帯決議も、ここの議場の場において、ここで議論することが大切で、これが必要なければ、必要があるのであればということであれば、市長に今、この発言はよくなかったといったところを審議していただければいいと思っております。

私としては、市長には今後、適切な運営をお願いしたい。これは瑞穂市のトップリーダーとして強力な権限を持っているんだよということも先ほど述べさせていただきました。なので、この議会運営委員会の中での私のお願いといった連呼は、本当に不適切だったということはしっかりと皆さんに知っておいていただかなければいけないという案件でありました。本来であれば、その時点においても委員長がとめるべき発言ではなかったかなということでもあります。

したがって、議会運営委員会の中におきましても、松野委員長が、そこで審議するのは、審議の仕方は、するのかわからないかといった発言も、そこを遮るような形であったということは、松野委員長としても本来ならどうということやという発言があってもよかったのではないのでしょうか。委員会での運営をしていく委員長に、それをとめてまでも発言した。その部分においては委員長の責任として、この部分についてしっかりと市長に訴えなければ。委員会において、委員長責任である私の言葉を遮るといのはどういうことなんだというようなことも、あの部分の議会運営委員会での最高責任者として、その運営、進行は任されていると私は信じておりますので、このことについてもしっかりと理解をしていただき、慎重審議の中で皆さんが御理解いただき賛成をいただきたいという案件であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○2番（松野貴志君） 議席番号2番、瑞清クラブの松野貴志です。

賛成者の中に御同志が2名名前を連ねておりますので、私としては確認のために1つ、庄田議員にお尋ねいたします。

先ほどの市長と庄田議員のやりとりの中で、市長におかれましては、大変申しわけなかった



と、以後気をつけるという趣旨の発言がございました。また、今回の附帯決議の冒頭に庄田議員が申し上げたのは、さらにという意味で申されましたが、内容の文面を見ておきますと、先ほどやりとりされた中で市長が謝罪された部分がございました。ただ、さらにという言葉を使うのであれば、そのときとは違う内容が本来ここに記載していなければならないと私は感じましたので、さらにその意味の附帯をつけるということに対して、一度確認のために庄田議員のほうから御説明を願います。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 松野貴志議員の質疑に答えさせていただきます。

さらにと言ったのは、私の質疑中のことで謝罪がありました。そのことについては、それでよしとするなら、それでよしだったと思います。しかし、議会議員として、このことは、さらにきちっとした提出物をもって注意しなければならないのではないかといたるところでありますので、先ほどの私の質疑の中での発言の謝罪だけで終わることは少しおかしいのではないかなといったところでもありますので、この発議に至ったということでもあります。

私としても賛成をさせていただきました。なので、この発議をさせていただきます。本来、反対をするなら、このような発議は提出いたしません。私としては、この部分については議会運営上の問題であります。この内容、この説明が人事案件といったところの説明もありました。人事案件ということについては私は賛成させていただく、でも議会運営委員会においていたるところでありますので、少しそこは線引きをしていただけると。議会運営委員会での発言と、今回の50号についての賛成といったところの中でもありますので、さらにはこの部分、発議として附帯決議をきちっとつけさせていただいたほうが、より今後、市長におかれて適切な運営ができる、していただきたいという願いでありますので、御理解をお願い申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

庄田議員にお尋ねをしたいと思います。

私は議会運営委員会のメンバーとして出席をしておりましたけれども、この中で庄田議員が問題にされておる事柄についてでございますけれども、お尋ねしたいと思いますのは、この議会運営委員会に議長並びに副議長としてお二人が参加されておりました。私、お尋ねしたいと思いますのは、今このように附帯決議をしなければならないほど重大なことであるとしたら、その場で、議長と副議長が出席されておりますので、この際に議会運営委員長の責任の云々ということを少し言われましたけど、より責任が重いのは議長並びに副議長ではないかなと思うんですね。そのときには一言も発言をされておられませんけれども、その点についてお尋ねした

いと思います。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 小川議員の質疑に答えさせていただきます。

議会運営委員会での議長・副議長といった部分の中の役割においてということでありました。私としては、議会運営委員会での決定事項に関しては、そこについては問題はないと。どんな結論が出て、それは議会運営委員会の中で決定をしていただいたことだというふうで、最後に松野委員長より、「副議長、何かありますか」といったところにおいては、私なりに「きょうの議会運営委員会での市長の発言は遺憾に思う」という発言はさせていただきました。

ですので、この遺憾に思うことに関しては、ちゃんと議会運営委員会の最後のところで発言をし、今回に至っているといったところでありますので、副議長として出席をして、その部分においてはしっかりと議会運営委員会の中で発言をさせていただきました。御理解をよろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） もう一つお伺いしたいと思いますけれども、市長のその発言については、お聞きしたと思います。またその後、この発言については反省もされておることも事実だというふうに思います。

そこでお尋ねをしたいと思えますけど、私、議会運営委員会に出ておりましたけれども、議会運営委員会の議論そのものが、市長の発言によって損なわれる、また左右されるというものでは決してなかったのではないかなと思えますけれども、その点について庄田議員のお考えと伺いますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 小川議員の質疑に答えさせていただきます。

市長の議会運営委員会での発言が、運営上、損なわれたかというような質疑でありました。それは、それぞれの議員がどのように感じたかは私はわかりません。しかし、議会運営委員会の委員会上での不適切な発言は間違いない。そこで、継続審議だ、継続はだめだという発言は、そこに何か影響したかしていないか、そんなところで影響したというような議会運営委員さんが見えたとしたら、それは明らかに不適切なことであったと思えますので、今、小川議員さんが、そんなように感じなかったと言ったことは、私としては安堵しております。不適切でなかったということで、しっかりと審議をしていただいた、その言葉で私は助かっております。運営上の中で、市長の言葉の中で私は感じるものがあつたから、そのように流れたよということでは、議会運営委員会の委員として、それはいけない言葉であると思えますので、審議を適切にさせていただいたと私は信じておりますので、そこには市長の言葉が何か影響したということ

ではなく、発言そのものがということをお願いをしたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 私もこの発言を知っておりますけれども、それに対して議会運営委員会の中の議論が、それに左右されるとか、影響を受けたというようなものではないということは、私自身のことですけれども、申し上げておきたいと思います。

その上に立って、その後、市長もそれについては不適切だったということをおっしゃっておりますけれども、それでもなお附帯決議をやらなきゃならないという理由というのは私は少し理解ができないんですけれども、その点については改めてお伺いしたいと思います。市長がこれについて認められておるのに、なぜその上で附帯決議をされなきゃならないのか、その理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 小川議員の質問に答えさせていただきます。

さらに議会の議場の席で市長が謝罪をされている、それでいいんじゃないか。それにさらにつけ加え、このような附帯決議をつけることについてという説明をしなければならぬということですね。質問です。

今、私としては、議会運営上、附帯決議を出すという手法は、議会の中でこんなようなことでは困るといった附帯決議を提出するのは、議会議員として一つの手法であります。なので、このような本会議場の中で謝罪をするように至った経緯については、きちっと訂正をする、それは議会議員として粛々として進めなければならない案件であるということです。これが百条だとか、市長に対する問責決議だとか、そんな大きな問題ではない。ここは議会運営上、議会議員として、附帯決議で今後は注意しなさいよといった内容であります。

先ほどの私の質疑の中で、言われて謝罪をした、それだけではいけない。なので松野議員にも言いました。さらにこの場できちっとこの発言に対してしていかなければ、議会運営上、瑞穂市の議会として、それでよかったのかということになりはしないかといったところあります。なので、附帯決議としてきちっとさせていただきたい。さらに私としては、この理由内容について細かく詳細に書くつもりはなかったことは皆さんに御承知おきをしてほしい。これは正式文書になるので、それぞれの言葉を全部上げて、こんなことも言った、こんなことも言ったといったようなことは削除させていただきました。なので私としては、議会運営委員会の中で継続審議、このことだけはやっぱり市長だめですよといった部分にさせていただきましたので、御理解をしていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 庄田議員に質問します。

今、質疑のやりとりの中で、この文面の下のほうに、瑞穂市議会で慎重審議を凶ることを妨げる発言であると明言しているんですけども、議運の中では、きっちりと影響を受けず議論されたということが今明確になりました。にもかかわらず、慎重審議を凶ることを妨げる発言だという根拠をもう一度明確に示してください。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 鳥居議員の質疑に答えさせていただきます。

慎重審議が妨げにならないよといった言葉であります、ここで本来妨げになっていては困るという発言もさせていただきました。なので、市長の発言が本来するべきではない議会運営委員会の中において言葉が出たとしたら、もしくは出ていなかったとしたらということとはちょっとだろうというような言葉になりますが、委員会に付託をして、審議をされ、自由闊達に委員会の中で話し合い、ここの本会議場の中で委員長報告がありといったことになっていたかもしれないと想像をすると、きちっとした議会運営委員会の中の発言ではなかった。だから、発言なんです。市長の発言が、議会運営委員会の中で、意思として、市長の思いとしての発言では不適切ではなかったということでもありますので、そのことだけは明確にしておきたいと思えます。議会運営委員会の中において付託するかしないか、それだけのことでありましたが、提案説明として継続審議はやめてほしいというような発言であったことは、明らかにそれが議会運営会の一番最初の始まってすぐの言葉であったということは、ひょっとするとその言葉は不適切であるし、その言葉によってどうだったかなということは想像の域であります、不適切な発言であったといったことを私は提起としております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） ですから、議運の中で市長が発言すべきことではないということについては市長は謝罪をされていて、僕が質問しているのは、ここの文面で、瑞穂市議会で慎重審議を凶ることを妨げる発言であると断言しているんですよ。実際に妨げられていないわけです。議運の中では。議運の皆さんは、市長の発言の影響を受けずに、自分たちは慎重審議をしていると言っているわけです。にもかかわらず、なぜここに妨げると言っているか。その根拠を示していただきたい。今のお答えでは、本来の議運の中で不相当だという趣旨はわかります。それだけのことであるならば、附帯決議とするまでもないと思うんですけども、もし答弁ができるのであれば、どうぞ。

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 鳥居議員の発言に答えさせていただきます。

鳥居議員の思いと私の思いは、少し平行線になるような気がします。私としては、きちっとした発言がなかったからということでもあります。それは、議会運営委員会の中においての不適切な発言であります。それが影響したかしていないのかということであれば、もし影響しておいたなら、この文面にある不適切な発言により適切かつ慎重な審議がということが行われますが、今後そのようなことがないようなことをしてほしいということでもありますので、提出方法とか発言は気をつけてほしいということでもありますので、今、鳥居議員が言われた部分の内容については、今回の審査方法についての不適切な発言と、それが今回はということでもあります。私としては、最後の部分については、今後このような発言がないようなことはどこにあるかわからないので、今回は議会運営上の問題であったかもしれませんが、ひょっとすると今後、市長として、トップリーダーとして、きちっと議案を提出する、私はこんな思いなんだということはきっと発言が出てくるでしょう。でも、それは適切な発言をお願いをしたい。それが自由闊達な協議の場である議会の中で慎重かつ適切な審議ができるような提出方法に取り組んでほしいという願いの部分でありますので、今後についてということでもありますので、今回については、その発言によって議会運営会の皆さんが適切に取り計らっていただいたということでもありますので、私は今回の議案は賛成をさせていただいております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

私、この議案でございますが、反対討論を行わせていただきたいと思っております。

先ほど来、議会運営委員会での市長の発言が問題になっておりますけれども、これについては、この本会議で市長も不適切だということを認められております。したがって、改めて附帯決議を行う問題なのかということでは疑問がございます。

2つ目の問題ですけれども、私が議会運営委員のメンバーとして出席をしておりましたけれ

ども、その市長の発言は事実でございますけれども、しかしながら、庄田議員もお認めになっておられると思いますけれども、そのことによって議会運営委員会の議論が損なわれている問題では何ひとつありません。したがって、そのことを踏まえ、附帯決議をしなければならない事項なのかどうか、この点では大変疑問だと思いますので、以上の反対の理由でもって討論とさせていただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

[「議長、休憩」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 休憩をとるんですか。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 附帯決議が出されております。内容を十分把握するため、会派で検討をしたいと思っておりますので、休憩をとります。

○議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時12分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第51号について（質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第51号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。短くしますから、済みま

せんね。

議案第51号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について質問をいたします。

執行部から出された資料を見ますと、特別職の中のその他の特別職になりますね、職員数が、こんなにいるのかと思ってびっくりしましたが、1,175人になります、1人ふえて。合計で8カ月分203万8,000円ふえて1億7,818万6,000円になります。今回は8カ月分ですので203万8,000円ですが、成果が出たらやめてもらう場合もあるということですから、成果はそんな簡単に出ないはずですので、どうやって確認するのもよくわかりませんが、年間で305万6,400円かかります。

質問ですが、市長が言われる、元気、やる気がみんなが出るように特に職員についてですね。というお考えならば、今、現場が物すごい大変なわけですから、毎日のように残業をする職場もありますね、ここでも何回か確認しましたが。これだけの予算を使うのなら、もうちょっと、補助職員でもいいから、これだけの予算分、そういう人を雇って一生懸命頑張ってくださいというエールを送ったほうがいいと私は思いますが、この金額で、補助職員もいろいろだと思うんですけれども、大体何人分ぐらいになるんですか。ということがわかるのかどうかわかりませんが、わかりましたらお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） それでは、今、くまがい議員の御質問の、予算書の給与明細書のその他の特別職というところの人数だと理解しますが、この方はどういった方かということですが、詳細な資料等は今ここに持っておりませんので詳しくは述べられませんが、この方たちというのは、もちろん今回の嘱託職員とか、あと各審議会の委員さんが見えますね、その方もここに入っております。あとは、その他ということで、そのぐらいの例ということでこの場では発言をさせていただきたいと思いますが、詳細についてはここでは、私、資料をお持ちしておりませんので答弁しかねますので、御理解をさせていただきたいと思います。よろしく願います。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 何か私、また間違ったことを聞いちゃったのかなと思いましたけど、もう一回言います。

その他の特別職がどういう人たちかではなくて、お聞きしたかったことは、1人ふやすと8カ月分で203万、1年分だと300万を超えるわけですね。これで補助職員を雇った場合はどれくらい雇えるのか。さっき休憩時間に通告させていただきましたが。私もインターネットとかで調べたんですけど、よくわかりませんでした。

つまり、現場の職員が本当に連日残業とかをして大変な部署というのがありますね。何度か

そこで質問してきましたけど、一般質問も言いましたけど。もうちょっと職員にやる気、元気が出てほしかったら、どうせというかな、その予算をふやすのなら、そういう使い方に回したら現場は助かるんじゃないかなと思ったものですから、それをお聞きしました。

補助職員が何人分というか、何人雇えるか。

○議長（藤橋礼治君） 久野総務部長。

○総務部長（久野秋広君） 今、くまがい議員の質問でございますが、まずこの方に関しては、一応、地方公務員法の第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員ということで、特別職員という位置づけで、その報酬額は月額25万4,700円以内と定めております、時間給でおよそ2,100円となるんですが。その方の報酬額と、くまがい議員の言われる補助職員というものは、こちらは地方公務員法に定める非常勤の特別職というものではございません。予算の中でも賃金として扱われる方でございますが、そういった事業の中で事務を行うのに補助としてかかわる職員ということでございますが、その補助職員の賃金というものは、当市の補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱でさまざまな職種で決められております。そのことによって、一概にそれと比較するという事は私どもでは判断できませんので、そのように答弁とさせていただきますので、よろしく御理解をしていただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 補助職といってもいろいろありますから、大変難しいと思います。

最低賃金で計算すると、時間給で計算すると、例えば1,000円でも2人分になりますから、2.5人分ぐらいになるのかなと思います。もうちょっと、3人分に行くのかどうかはちょっとわかりませんが。

ということで、私はこの非常勤特別職、職員育成アドバイザーに200万から300万のお金を使うなら、もう少し現場が楽になるようなお金の使い方を、全体のお金をそちらへ使ったほうがいいんじゃないかなと思ってお聞きしました。多分、3人分はいかないけど、2人分ぐらいいくのかなと思いますけど。そんなところだと思います。ごめんなさい、自分で聞いて自分で答えていました。終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

私は、この議案に反対の立場で意見を述べます。討論をします。

50号でも反対しまして、関連議案ですので理由がそんなに変わるわけじゃありません。もう一度まとめて言うと、今、職員にとって、全職員ですね、不祥事を起こした場合の職員育成ではなくて、日常的な職員育成もあるわけですから、こういう人たちにとって必要な非常勤特別職か私は疑問です。その職務は、課長、部長、副市長、市長、教育長、教育次長ですか、所属長と言うんだそうですが、この人たちがやるべきことで、この人たちがやることによって、その人たちも育つ、育成される、そして職員もまめなまめなコミュニケーションをとって、いろんな事情、何であんなことをしちゃったのかとか、まめなコミュニケーションもとって、本当に瑞穂市は、一般質問でしたように、公平・公正な市政運営が始まったばかりですから、急がば回れという言葉がありますが、人材育成は基本はそれだと私は思います。それがまだの段階で一気に外部を入れるというのは、職員のやる気をなくすと思います。部長も課長もです。

人を育てることの楽しみもあるはずですが、上に行った人たちは。人間というのはどういうふうにしていったら育つのかという理解が必要だと私は思います。このまちはそういうことにじっくり今取り組み始めたばかりだと思いますから、このお金は、もしこうやってふやすのなら現場の補助職をふやしてあげるとかに使って、そして基本は現場の職員を大事にする。大事に、所属長、部長、課長、その上の特別職が育てる。育っていただく。鉄ではない、AIではないんですから、心に届く言葉をかけられる上司になって、みんなで育ち合う、議員と執行部もそうだと思うんですけど、そういう市にしたほうが、急がば回れで、職員育成を今はやるべきだ私は思うので、反対いたします。この先、職員の士気が低下しないか大変心配しています。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

議案第51号平成31年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、発議第3号信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書を議題にいたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

10番 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井千尋です。

藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、若園正博議員、清水治議員に御賛同を賜りまして、信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書案を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書案。

我が国の基幹統計である毎月勤労統計調査にかかわる不正調査案件や、それに続く、賃金構造基本統計調査にかかわる不適切な取り扱いは、政府統計に対する国民の信頼を著しく失墜せしめる結果となった。

その結果、雇用保険の給付について平成16年以降過少給付を行っていた等2,000万人近い国民に経済的損失を与えることとなっており、一日も早い、追加給付が求められるところである。

こうした事態を受け、厚生労働省では、毎月勤労統計調査に係る特別監察委員会の検証作業や総務省行政評価局の賃金構造基本統計調査に係る検証作業、さらには、総務省の統計委員会の政府統計にかかわる一斉点検などが行われてきた。それぞれの報告書に基づき、担当行政官の処分などが行われたが、今なお、国民の疑念は払拭されていない状況である。

政府統計に対する国民の信頼失墜は、すなわち政府に対する不信につながることから、さらなる徹底的な点検・検証作業と、具体的な再発防止策を明確にする必要があると考える。

政府においては、平成27年から統計改革に取り組んでおり、EBPMを推進した結果、格段の改革が行われ、今回の議案が浮かび上がったとも考えられるが、今回明らかにされた基幹統計56のうち23までが何らかの問題が指摘される事態となっている。

統計は国の各種政策の基礎となるものであり、信頼される政府統計を目指して、さらなる改革が必要であり、下記の事項につき、その取り組みを進めることを強く求める。

1. 統計委員会における基幹統計及び一般統計に係る徹底した総点検と再発防止策の策定を進めること。
2. 統計委員会の位置づけの検討や分散型統計機構の問題点の整理を行うこと。
3. 統計に係る予算・人材について見直しを行うこと。
4. 統計に係るガバナンス、コンプライアンスのあり方について見直しを行うこと。
5. 必要に応じて法律改正を行うこと。

なお、提出先は、大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、安倍晋三内閣総理大臣、石田真敏総務大臣、根本匠厚生労働大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条第1項の規定によって提出をさせていただきます。

以上、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） 議席番号5番、無所属の会、鳥居佳史です。

発議第3号信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書について、質問をさせていただきます。

この意見書の中盤からちょっと上に、今なお、国民の疑念は払拭されていない状況であると。この疑念について、若井議員はどのような疑念かとお考えか、お聞きしたいんですけども。

まず、私は、この疑念について、こう思うんですけども、日本の統計が政治家や官僚たちに都合のよいように恣意的に操作されているのではないかという疑問だと思うんですね。なぜか、例えば例を挙げます。毎月勤労統計というのは、従業員30人から499人以下の事業所において、3年に1度総入れかえをして調査してきているわけです。そして、2015年1月にも、やはり総入れかえが行われて、総入れかえをして過去に上って実績値が補正されたんですね。その結果、安倍政権が発足して2012年12月以降の数字が下振れしたんです。そういう結果が出ている。この結果を麻生副総理が、賃金が下がっているというのはおかしいのではないかという指摘をして、この意図がもとに首相官邸で2015年の10月に経済財政諮問会議が行われて、麻生副総理が、企業サンプルの入れかえ時には変動があるということもよく指摘されている。

統計整備の指令等である統計委員会で一部議論されているとは聞いているが、ぜひ具体的な改善方法を早急に検討してほしいというふうに言っているわけです。先ほど言いました下振れしているということを麻生副総理が指摘して、それでもっともう一度、サンプルの入れかえに

ついて、改善方策を早急に検討してくれということと言って、実際にそれを受けて3年後の2018年1月以降、この賃金指数が非常に高い伸びを示したという結果が出ているわけです。

これで新聞各社は、2018年8月8日にその結果が出て、このデータにより景気回復と賃金上昇を裏づけることになったという報道しているという。

まさにこの部分が、先ほど最初に申し上げましたように、日本の統計が政治家や官僚たちによって都合のよいように恣意的に操作されているのではないかという疑惑の一つだと思うんですけども、若井議員はこの疑惑についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 10番 若井です。

鳥居議員の御質問にお答えといたしますか、私なりに意見書を出させていただいたことに関しまして、当然、趣旨説明でお話しいたしました、今は官僚がある意味、大臣に対しての部分かと思いますが、当然そのしわ寄せをというのは、国民の疑念が払拭されていないという状況の中で、56あるうちの23までが、基本統計ですけれども、いろいろ問題が発覚をしたというふう聞いております。

毎月の勤労統計調査というのは、賃金であるとか労働時間にかかわってくる問題でございます。この結果は国内総生産（GDP）にも非常に影響してくるということ、さらには日本の信用、信頼にもなってくるかというふうに思いますし、まずは労働をしておられる方たちの例えばボーナスであるとか、景気がよかった悪かったというようなことによってボーナスが変わってきたり、また給料がベースアップしていくかしていかないかということで、私はそう思いましたし、その前段の部分で雇用保険の給付について調査がしっかり基本なされていないということに関しまして、2,000万人近い国民の方に経済の損失を与えているということが書かれております。

こういうことを受けまして、確かに官僚が、閣僚というか、そういったところに、そんたくをしておるような節もあられますけど、そのベースとなること、一番負担がかかっているのは国民やというふうに思いますので、国民のしっかり労働されておる方たちに本来ならもう少し賃金が行くはずであったのがそうでないということ、またいろんな各分野に影響をしてくるというようなことがわかったということで、今回はさらに国が信頼を損ねておるということに関しまして、しっかり体制を整えていただきたいというような内容で、御理解していただければというふうに思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） ありがとうございます。

もう一点お聞きしたいんですけども、その下に「具体的な再発防止策を明確にする必要が

あると考える」。この具体的な再発防止策を明確にする必要がある、この文の主語は何になるんでしょう。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） これは私なりに、根本となる調査の数字が間違っていたら何も成り立っていないということで、主体になるものは具体的な数字、本当の実数字ではないかというふうに私は思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○5番（鳥居佳史君） ちょっと私も答弁を理解できなかったんですけども、明確にする必要がある、これは普通、誰々が明確にする必要があるというふうに解釈できる文かなと思うんですけども、その誰々がという部分じゃないですか。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 10番 若井です。

鳥居議員の御質問にお答えしようと思って今頑張っておりますけれども、最後に記されました記の部分ですけれども、1の統計委員会における基幹統計及び一般統計に係る徹底した総点検と再発防止策を策定すること。これは当然、携わっておられる統計委員会の方のやり方とかいろいろあるかと思えますけど、そういった方たちに対して、しっかりこの要望書、意見書を出して取り組んでいただきたいというふうに御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

若井議員から出ております信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書ということでございます。若井議員にはいつも敬服するわけですけれども、これは全国的な公明党の意見書でございますけれども、ほとんどの字句は余り変わっていないと考えるわけでございます。

厚生労働省と総務省で一斉点検等を行っておるわけですけれども、なぜ違うのか。分母が違うのか。分子が違うのか。考え方が違うのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 10番 若井です。

松野藤四郎議員の御質問に、自分自身が理解が足らなければ申しわけないと思えますけど、先ほど鳥居議員がおっしゃったように、今まで出てきた数字というものが、どうも本来の数字

ではないと。これというのはニュアンスでやる問題ではなくて、本来、先ほど言ったいろんな各省庁、総務省、厚生労働省のみならず国交省とかいろんな形で、国勢調査もそうですけれども、日本の経済、また政策を打っていく上でも本当に大切な数字というものが現実の数字でなければならないのに、今、鳥居議員が最初におっしゃったように、それが官僚が閣僚等にそんなくするような数字を出していたようなことがあった場合に、これは国民の信頼を失墜してしまうと。ですから、分母かどうかわからないですけど、これはそういう数字によって、今回、厚生労働省の関係の毎月の勤労統計調査等で、本来であれば国民の労働の方がもう少し賃金がベースアップされるようなことにもなっていたにもかかわらず、そうでなかったということが表に出てきたということであると思います。

ですから、今、細かい数字は私、把握しておりませんが、統計の不正が問題になったということで、これは多くの国民の方の共通認識であると思っております。問題がなければ、こういった意見書も出さないわけでございますけれども、私たちは、今、公明党というふうにおっしゃいましたけど、これは当然公明党としてそれぞれの、私であれば瑞穂市議会の議員さんに審議をいただいて、賛同いただいて、しっかり国にもっと仕事をするように意見書として瑞穂市議会として出すわけですから、内容は御理解していただけたらと思いますが、決してこれは国民の皆様への代弁者として意見書を出させていただいておるという立場から御理解いただければと思います。

ただ、この問題が、今お話があったように、分母が分子がということは、正直言ってお答えしづらいですけども、多くの国民の方に、政府の根幹となる調査の数字がいいかげんであったということはまず明確になったわけでございますし、それによって多くの国民の方が不信を抱かれ、またある意味、被害をこうむっておられるのではないかなということで、しっかりただしてほしいという意見書でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 国民が幸せに暮らしていく中において、麻生副総理が年金問題で2,000万とか二千何万、これは報告されたにもかかわらず受け取らなかったという不信を招いております。今回の統計についても、確実なる精査をしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 議席番号6番の日本共産党の小川理でございます。

発議者の若井議員にお尋ねをします。

今回、この意見書で言われているところの毎月勤労統計にかかわる不正調査、あるいは賃金構造基本統計調査にかかわる不適切な取り扱いと。こういった類いの問題は、これだけにとどまるものではないと思うんですね。これは若井さんも御承知のとおりだと思います。

本来、この調査が、適正に行わなきゃならないところが不正に行われてきたという問題ですけども、同時にこの間、明らかになってきたのはこの問題だけではございません。例えば、イラク派兵の日本の問題も隠蔽をされてきました。あるいは、森友疑惑の問題でいいますと、公文書が改ざんをされてまいりました。これは、そういう意味でいいますと、単に役所の職員のあり方、不正の問題ということにはとどまらないのではないかなというふうに思うんですね。

その点は、今回、この統計改革を求める意見書が出されておりますけれども、ほとんど本質、この背景にはどういう問題があるのかという点について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 10番 若井でございます。

小川議員の御質問にお答えをしようと思っておりますけれども、本質がどうなんだとおっしゃれば、正直なところお答えしづらいです。今回の内容は、基幹となる数字が適切でなかったということが表に出た。そのことによって多くの国民の方に対して、先ほど言いましたように、賃金であるとか、期末手当であるとか、そういったことに影響してくる。または年金等の問題も出てくるかと思いますが、やはりこういう調査機関、しっかりと数字を出していただく部署において適切なデータが出ていなかったということが問題になってくると思いますので、今、小川議員がおっしゃったようなところには、展開はしていくかとは思いますが、その本質はどこにあるのかとおっしゃれば、私ではお答えしかねることを御理解いただければと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○6番（小川 理君） 今、答弁していただきましたけれども、国会のほうでは、こうした毎月勤労統計にかかわる調査、不正調査の件については、アベノミクスといいますか、アベノミクスが経済を強くした、このことを安倍さんは強調しております。しかし、この不正調査というのは、これをいわば裏づけるものとして不正に行われたのではないかということが言われていて論議もされておるわけですね。そういう意味でいいますと、単なる職員の不正の問題ではない。したがって、これはアベノミクス、もうちょっと言葉を言いかえますと、安倍首相に対するそんなくといいますか、あるいはアベノミクスに対する評価を偽っていくものになっているということを議論されているところでもあります。ですから、そこら辺のところはどういう御認識でおられるのかということをお尋ねしたかったわけでございます。

そこで、次にお伺いしたいと思いますけど、改めて国民の疑念は払拭されていない状況であ

ることがここで述べられておりますけど、職員のあれこれの仕事のやり方にとどまらない問題がやはりあるのではないかと思いますけど、その点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 10番 若井でございます。

まずもって、この意見書の内容を御理解していただきますと、私も当然、国会に対してそんなくしておるわけでもございません。瑞穂の市議会として、この内容に対して御賛同いただいて、瑞穂市議会として国に意見を上げるという手段がこの意見書というふうでございますので、官僚が閣僚に対してそんなくしておるとか、また安倍政権に対して批判をする云々とかいう前に、くどいですがけれども、この内容を御理解していただければ、根幹である数字が間違っていれば、本来議論されることが根本的に崩壊になってしまうのではないかなというふうに私は思います。

質問が出ませんけれども、途中でこの文章の中で「EBPM」という難しい言葉が出てきました。私なりにこれを勉強しますと、「エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング」、証拠に基づく政策の立案というふうに解釈をするということでございます。ですから、それまではそうでなかったということに対して、どういった統計が出されておったのか、数字が出ておったのかわからないんですけれども、平成27年度からこの統計改革が進んでおり、EBPMを推進した結果、今回のような問題が発覚してきたということでございます。

ですから、私は公明党の地方議員でございますけれども、国は自公連立という形で責任制度として仕事させていただいておるというふうに自負しておりますが、そこでもこういった問題があることをしっかり地方議員から声を上げていくということで、今回はこの内容で出させていただきます。

ですから、どこにもそんなくしておるものでもございませぬし、この内容が国民の疑念は払拭されておるのかといえ、おらないと思いますので、今なお国民の多くの方の疑念が払拭されていないということを文言に入れさせていただいて、市民の声の代弁者として皆さんに御理解をいただきたいというふうに提案させていただいておることですので、こういった声が全国で上がってくれば国は当然動かざるを得ないというふうに理解しております。そういった意味で、この内容は十分ではないかと思いますけど、お伝えしたいこと、届けたいことは御理解していただいて、この文章がもし間違っておるようであれば、それは反対していただいても構いません。ですから、あくまでも国民の多くの疑念が払拭がされていないというふうに私は感じておりますので、この内容で意見書を出させていただきました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。



○6番（小川 理君） 私は、政府が行う政府統計なるものが、国民生活にかかわる基本的なものでありますので、これがきちっと行われる、このことについての意見書でありますので反対ではございませんけれども、しかしながら国民の疑念は払拭されていないという点でいいますと、安倍内閣に対する不安といいますか疑念、これが政府統計調査においても疑念が払拭されていない状況があるということを申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議会基本条例推進特別委員会の部会設置の件を議題とします。

議会基本条例推進特別委員会委員長から、会議規則第168条第2項の規定によって、お手元に配付しましたとおり、研修・意見交換会部会の設置について及び議会映像・予算決算検討部会の設置についてが提出されました。

これから、研修・意見交換会部会及び議会映像・予算決算検討部会の設置についてを採決いたします。

お諮りします。委員長から提出のあったとおり、2つの部会を設置することに御異議はあり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの提出のあったとおり、研修・意見交換会部会及び議会映像・予算決算検討部会を設置することに決定いたしました。

これより、研修・意見交換会部会及び議会映像・予算決算検討部会の部会長及び副部会長の互選を行っていただきたいと思っておりますので、研修・意見交換会部会は正・副議長室、議会映像・予算決算検討部会は第2議員会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定を準用し、部会長が互選されるまでの間は年長の部会員が部会長の職務を行っていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時59分

再開 午後4時11分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

研修・意見交換会部会及び議会映像・予算決算検討部会の部会長及び副部会長が決定しましたので、御報告をいたします。

研修・意見交換会部会は、部会長に北倉利治君、副部会長に今木啓一郎君、議会映像・予算決算検討部会は、部会長に広瀬武雄君、副部会長に馬淵ひろし君、以上のとおりでございます。

---

### 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題にします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

### 日程第14 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件

○議長（藤橋礼治君） 日程第14、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しまし

た特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第15 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を会議規則第169条の規定により提出しております。内容については3件ございます。

議会事務局長より説明をさせます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、3件説明します。

まず1件目は、令和元年7月16日・17日、東京の日本経営協会内専用教室において開催される行政管理講座です。議会広報編集委員が、議会広報紙編集の基本と読まれる紙面づくりのつくり方を学ぶため、議員4名を派遣するものです。

2件目は、令和元年8月4日、高山市の飛騨エアパークにおいて開催される岐阜県消防操法大会へ市消防団が出場するので、応援、激励を行うため、全議員を派遣するものです。

3件目は、令和元年8月26日、県民ふれあい会館において開催される市町村議会議員セミナーです。市町村職員研修センターで受講決定された人数により議員を派遣するもので、議会改革の新たな動向と課題について理解を深めていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 以上の3件について議員派遣することに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定をしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任を願います。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議会の品位についてお話をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） それでは、少し休憩をとります。

休憩 午後4時17分

再開 午後4時21分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

---

#### 閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年第2回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。大変長い時間、御苦労さまでございました。

閉会 午後4時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年7月9日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 杉原 克巳

議員 若園 正博